



令和7年5月

記

事業主 各位

高等学校等新規卒業者の採用選考について

高等学校等新規卒業者の採用につきましては、平素から格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

東京都では、従来から生徒一人一人の人権を尊重するという立場から、採用選考開始期日の厳守及び就職の機会均等の保障についてお願いをしてきたところであり、しかし、一部の企業において早期選考が行われ、また、採用選考に際し、本人の適性と能力に関わりのない事項を聴取している例が見受けられます。

このため、平成12年度より6月を「就職差別解消促進月間」と定め、啓発活動を強化しているところです。

つきましては、企業の社会的責任からも、採用選考開始期日を厳守するとともに、啓発冊子「採用と人権」等を参考にされ、下記事項に配慮した公正な採用選考を実施されますよう重ねて要請いたします。

なお、東京都高等学校就職問題検討会議が、「令和8年3月卒業予定者については、推薦開始日からは1人1社までの応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める」との申し合わせをしていますので、あわせて御理解と御協力をお願いいたします。

- 1 採用選考開始期日については「令和7年9月16日以降」とする取決めを厳守し、早期選考は行わないこと（選考開始期日は全国統一のルールです。）。
- 2 選考時の面接や作文などにおいて、本人の適性、能力に関わりのない出身地、保護者や家族の職業、家庭環境等について質問したり、記述を求めたりしないこと。
- 3 募集時に、統一応募書類以外の書類（社用紙など）、戸籍謄（抄）本、住民票の提出を求めないこと。
- 4 採用選考開始期日前の職場見学時等に、応募書類を受理したり、社用紙を配付したりするなどの早期選考や就職差別につながる行為を行わないこと。
- 5 採用決定（内定）時から採用までの間に応募者から提出させる書類は、「就職承諾書」だけにする。
- 6 採用選考前はもとより、内定後においても、就職希望者についての身元調査は行わないこと。

東京都教育委員会教育長 坂本 雅彦
東京都生活文化局長 古屋 留美
東京都産業労働局長 田中 慎一